

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年9月1日付けで行った、「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃前後10分間に、〇〇市〇〇において、白バイのドライブレコーダーに記録された私の個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を開示しない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年8月18日付けで実施機関に対し、本件対象保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第2項の規定に基づき、令和5年9月1日付けで本件開示請求について、文情第〇〇〇〇号により本件対象保有個人情報を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和5年9月26日に、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和5年11月28日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年1月16日に諮問庁の職員からの

意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

開示しない（特定することができる情報が存在しないため）とのことですが、令和〇年〇月〇日交通指導取締りの際に、保有個人情報の開示請求を行うので、当該交通指導取締りを行った警察官（以下「当該警察官」という。）及び同席した警察官に当該警察官が搭乗していた白バイのドライブレコーダー（以下「当該ドライブレコーダー」という。）のデータに上書き保存や削除等しないように伝え、削除等しない旨の回答を得た。

警察としては裁判になれば証拠として提出する旨、当該警察官及び同席した警察官から説明を受けた。

その後、当該警察官及び同席した警察官の上司から電話があった際にもデータの削除等を行わない旨を説明し、削除をしない旨の回答を得ているにもかかわらず、開示できないことに納得できない。

当該ドライブレコーダーに証拠映像があるが、その映像は私に見せることはできないが、裁判になれば証拠として裁判所に提出する旨の説明が、当該警察官及び同席した警察官からあり、そのデータが残っていないのは疑問である。

また、開示できないのは警察に不利な映像であったことから、映像は無いものとして処理したかにも思える。

イ 反論書

弁明書の「交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）長は交通機動隊で保存されている保有個人情報のうち、ドライブレコーダーの映像を検索するも、審査請求人を本人とする保有個人情報の存在が認められなかった。」の記載事実は、否認する。

仮に、当該ドライブレコーダーの映像の存在が認められないとすれば、当該警察官による交通指導取締りに係る行政行為（行政手続）は、当該ドライブレコーダーの映像が存在しないにもかかわらず、存在するかのような虚偽の説明が行われていたことは、その行政行為（行政手続）には重大な瑕疵があるのではないのでしょうか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

本件開示請求を受け、交通機動隊長は交通機動隊で保存されている保有個人情報のうち、ドライブレコーダーの映像を検索するも、審査請求人を本人とする保有個人情報の存在が認められなかった。審査請求人は開示を求めて本件審査請求を提起したが、法律第76条第1項に規定されている「自己を本人とする保有個人情報」を特定できないことから、本件処分に至ったものである。

したがって、本件開示請求者の個人情報として、特定することができる情報が存在しないとして行った本件処分は適切に行われたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和〇年〇月〇日〇時〇分頃前後10分間に、〇〇市〇〇において、審査請求人が交通機動隊員から交通指導取締りを受けた際、当該ドライブレコーダーにより録画されたその際の電磁的記録である。

実施機関は、本件対象保有個人情報が存在しないとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、交通機動隊からの説明及びそのやり取りから、本件対象保有個人情報が存在しないとの本件処分の理由について疑義がある旨、主張している。そのため、当審査会では、本件対象保有個人情報が不存在であることを理由とする本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象保有個人情報が不存在である理由について、当審査会が諮問庁から事情を聴取したところ、次のような話があった。交通機動隊において、当該ドライブレコーダーからメモリーカード（以下「当該メモリーカード」という。）を取り外し、パソコ

ンにより当該メモリーカード内の本件対象保有個人情報に係る映像データ（以下「当該映像データ」という。）を複数名で視聴した上で、当該映像データが記録されていると認識したファイル（以下「当該ファイル」という。）を別媒体（以下「当該別媒体」という。）に保存した。その直後、当該ファイルを再生したところ、当該映像データを視聴することができたため、当該映像データを当該別媒体内に保存することができたと考えていた。

ところが、本件開示請求を受け、再度、当該映像データを確認するため、当該ファイルを再生しようとしたが、当該映像データを視聴することができなかった。その原因については明らかではないが、当該映像データを当該別媒体内にそもそも保存することができていなかったと考えざるを得ない状況であった。

その後、当該映像データが当該別媒体内に保存されていないか、交通機動隊だけでなく、総務部情報管理課にも依頼し、検索したが、その存在を確認することはできなかった。

また、当該メモリーカードも当該ドライブレコーダーに再び差し込み、使用していたため、既に別の映像データが上書き保存されており、当該映像データを取り出すことはできなかった。

当審査会において、当該ファイルのデータ内容を印字したものを見分したところ、当該ファイルは当該映像データの再生に係るプログラム（以下「当該再生用プログラム」という。）であり、その内容から、当該ファイルが当該映像データ自体ではないこと及び再生の対象としている当該映像データの保存先が当該メモリーカードであることが認められた。

したがって、当審査会としては、当該再生用プログラムから判断するに、当該ファイルの存在により交通機動隊が当該映像データを保存できたと誤認し、何らかの原因により、実際には当該映像データを保存できていなかったこと及び当該映像データは既に存在しないという諮問庁の説明は到底十分なものとは言い難いが、一方で、これを覆すに足る十分な確証もなく、結論として本件処分は妥当であると判断せざるを得ない。

（3）本件処分の理由提示について

法律第82条第2項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を

開示しないとき（中略）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」とし、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第8条第1項及び第2項においては、当該処分の理由を書面により提示することと規定している。また、提示すべき理由の程度については、「開示請求者において、法律における所定の開示しない理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号・平成4年12月10日第一小法廷判決・民集第166号773頁参照）。」としている。

したがって、実施機関が対象保有個人情報を持っていないことにより開示しない旨の決定を行う場合においても、いかなる根拠により開示請求に係る対象保有個人情報が存在しないとして不開示決定を行ったのか、開示請求者が了知し得る程度に提示する必要がある。対象保有個人情報が作成されていない、若しくは保存期限経過により廃棄されたためなど、個別具体的かつ明確に上記程度の根拠を提示する必要があると考える。

これを踏まえ、本件処分における理由を検討すると、「開示請求者の個人情報として、特定することができる情報が存在しないため」としか記載がなく、本件対象保有個人情報が如何なる根拠により不存在であるかが明確に提示されておらず、極めて不十分であると言わざるを得ない。

今後、実施機関にあつては、対象保有個人情報が不存在であることの理由について、その根拠を個別具体的かつ明確に提示すべきである。

（4）その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（5）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和5年11月28日	諮問（諮問第182号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年1月16日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和6年3月8日	審議
令和6年4月3日	答申